

紀宝町新型コロナウイルス感染症 拡大阻止支援金（県外事業者向け） 【申請受付要項】

支援金にかかるホームページ

<https://www.town.kiho.lg.jp/news/9160/>

【受付期間】

令和2年5月18日（月曜日）から同年6月5日（金曜日）まで

【受付方法】

1 申請書類の提出方法

郵送のみ 6月5日（金曜日） 必着

【提出先】〒519-5701 紀宝町鶴殿324番地
紀宝町役場産業振興課 宛

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

※また、切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ずご記載ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から持参による提出はご遠慮ください。

2 申請書は上記 URL からダウンロードしていただくほか、役場産業振興課または紀宝町商工会において入手できます。

【お問合せ先】紀宝町役場産業振興課

（電話）0735-33-0336

（受付時間）9時から17時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

（開設期間）6月5日（金）17時まで

I 紀宝町新型コロナウイルス感染症拡大阻止支援金（県外事業者向け）の概要

■趣旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、三重県は、「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」～5つのお願い～」(令和2年4月20日公表、以下「緊急事態措置」という)において、事業者の皆様へ施設の使用停止や施設の営業時間の短縮(以下「休業等」という)へのご協力をお願いいたしました。

この依頼に応じて、休業等の対象となる施設(参考以下「対象施設」という)等の休業等に全面的に協力いただける県内中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)の皆様に対して、県・市町が協調して「三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金」(以下「協力金」という)を交付することになりました。

紀宝町は、独自対策として上記に加え、町に住民票または法人登記を有し、県外に事業所、店舗等を構える中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)に対しても支援金を交付します。

■支給額

1事業者あたり最大25万円

II 申請要件

本支援金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者(以下「申請者」という)とします。

- 1 紀宝町に住民登録のある個人事業主又は町内に登録のある法人で、三重県外に主たる事業所を有し、大企業が実質的に経営に参画していない事業者であること。
- 2 申請者は、協力金の交付を受けていないこと。
- 3 申請者が受給する新型コロナウイルス感染症拡大阻止に類する協力金等の給付額が、他の都道府県、市町村及び当町の支援金を合算して50万円を超えないこと。
※50万円を超えない範囲で交付

- 4 令和2年4月27日以前から、次のいずれかの対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、運営していること。

(1) 特措法に基づき、「基本的に三重県が休止を要請する施設」

- (2) 特措法によらないが、「休止要請の趣旨に基づき、適切な対応について協力をを行う施設」
- (3)「社会生活を維持するうえで必要な施設」の内、「食事提供施設」に属し、営業時間短縮の協力をを行う施設

※この場合、夜間（夜8時から朝5時まで）の時間帯を含む営業を行う事業者が、夜間の時間帯の営業を一切取りやめた上で、酒類の提供を夜7時までとした場合、又は終日休業した場合に支給対象となります。（宅配・テイクアウトを除く）

※ 対象施設一覧（支援金にかかるホームページ内の支援金対象施設を参照ください）

5 令和2年4月29日から令和2年5月6日までの全ての期間において休業等を行うことが必要です。

※申請書には、4月29日から5月6日までの期間について休業等の状況を記載していただきます。

6 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことが必要です。

また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないことが必要です。

Ⅲ 申請手続き等

1 本支援金に関する問合せ先

本支援金の申請等に関する疑問や不安に対応するため、次の相談窓口を開設しています。

○ 紀宝町役場産業振興課

（電話）0735-33-0336

（受付時間）9時から17時まで（土、日、祝日除く）

感染拡大阻止の観点から電話での相談に限定させていただきます

2 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

(1) 紀宝町新型コロナウイルス感染症拡大阻止支援金に係るホームページ

(URL) <https://www.town.kiho.lg.jp/news/9160/>

(2) 上記 URL からダウンロードしていただくほか、役場産業振興課、紀宝町商工会において入手できます。

3 申請書類

(1) 申請書類の提出

別表1で規定する申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出および説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

4 本支援金の申請受付期間および受付方法

(1) 申請受付期間

令和2年5月18日（月）から同年6月5日（金）まで（必着）

(2) 申請受付方法

郵送のみ

〈提出先〉 〒519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地

紀宝町役場産業振興課 宛

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

※また、切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ずご記載ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から持参による提出はご遠慮ください。

5 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を支給します。本支援金の支給開始は6月を予定しています。

6 通知等

(1) 申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。

(2) 一方、申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

IV その他

紀宝町は、申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。

必ずお読みください

- 1 本支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返金していただきます。
- 2 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、紀宝町は、対象施設の休業等の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開の状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 緊急事態措置の期間(令和2年4月29日から令和2年5月6日まで)の内にやむを得ず対象施設の営業を再開(対象施設の一部の営業の再開も含む)する場合は、必ず事前に役場産業振興課に連絡してください。(0735-33-0336) 9時から17時まで)

(別表1)

申請書類について	
1	紀宝町新型コロナウイルス感染症拡大阻止支援金申請書（様式第1号）
2	新型コロナウイルス感染症拡大阻止にかかる休業および時間短縮報告書（様式第2号）
3	誓約書（様式第3号） （※）誓約書の最下部にある所在地、名称および代表者名などの欄は、必ず自署でお願いします。
4	<p>緊急事態措置以前から営業活動を行っていることが分かる書類（休業等の要請対象となる複数の事業を営んでいる場合、全ての事業について提出が必要です。）</p> <p>次の（1）～（3）の書類が必要となります。但し、（4）については、特段の許可等を要しない業種に限り提出は不要です。</p> <p>（1） 営業活動を行っていることがわかる書類（写しで可） 令和2年4月27日以前から営業活動を行っていることがわかるよう、法人、個人ともに以下のいずれかの資料を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・直近の「確定申告書」・直近の月末締め帳簿を添付するなど緊急事態措置時点の営業実態がわかる資料・設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書 （税務署の受付印があるもの）又は法人設立設置届出書（税務署の受付印があるもの）および直近の月末締め帳簿を添付するなど令和2年4月27日時点の営業実態がわかる資料を添付してください。 <p>（2） 営業活動を行っている実態がわかる書類 （※）申請する事業所ごとの外景（社名や店舗名入り）および内景の写真並びに事業所ごとの月末締め帳簿など緊急事態措置時点の事業所ごとの営業実態がわかる資料を添付してください。</p> <p>（3） 本人確認書類（写しで可） 本人確認のために、次の書類のいずれかを提出してください。 （法人） 法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等の書類 （個人） 運転免許証、パスポート、保険証等の書類</p> <p>（4） 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類（写しで可） 対象施設の運営にあたり、法令等が求める営業に必要な許可等を取っていることがわかる書類等を提出してください。（例） 飲食店営業許可、酒類販売業免許、等の各種営業許可書</p>
5	休業等の状況がわかる書類（写しで可） （例）休業および営業時間の短縮を告知するチラシやHPの画面コピー、休業等を知らせる店頭での張り紙やメニュー等の写真（張り紙については、表示内容および店舗が確認できる写真）

(※) 休業する事業所等の名称や状況（休業の期間、営業時間の変更）がわかるよう工夫してください。

(※) 休業等の要請対象となる複数の事業を営んでいる場合、全ての事業について提出が必要です。

(※) 複数の施設が混在している場合、対象の施設部分が休業等を確実に実施していることがわかる資料を用意してください。

6 支払金口座振込依頼書（様式第4号）